

証券コード 5536
2026年2月10日
(電子提供措置の開始日) 2026年2月4日

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目7番19号

株式会社京橋アートレジデンス

代表取締役 西 谷 明 久

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト<https://kyo-resi.jp/ir/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「京橋アートレジデンス」または「コード」に当社証券コード「5536」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年2月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年2月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区京橋二丁目7番19号 当社本社会議室
3. 目的事項
- 報告事項 第31期(2024年12月1日から2025年11月30日まで)事業報告の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 第31期(2024年12月1日から2025年11月30日まで)計算書類承認の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(2024年12月1日から
2025年11月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境に改善の動きがみられるなど、緩やかな回復基調が続く一方で、物価上昇や不安定な国際情勢による地政学リスク、金融資本市場の変動等の影響もあり、先行きは不透明な状況が続いております。

当社が属する不動産業界におきましては、建築費の上昇、日銀の政策金利引き上げによる金利上昇等に留意する必要がありますが、都区部を中心とした高い賃貸需要や賃料上昇が継続していることから、国内外投資家による一棟収益マンションへの需要は継続して高い水準にあります。

「東京都の人口（推計）」によると、2025年10月時点の都人口は1,427万人で前年同月から8.0万人増加（内、都区部が7.3万人増加）、転入超過数を年齢階級別にみると20～24歳が最も多く、次いで25～29歳（総務省「2024年人口移動報告」）となっており、当社グループが開発する賃貸マンションのターゲットである単身者やDINKS層の都心回帰の動きが継続しています。賃貸需要の強さは賃料上昇に表れており、2025年10月時点の東京23区のシングル向き（30㎡以下）賃貸マンションの平均募集家賃は前年同月比10.6%上昇、DINKS向き（30～50㎡）においては前年同月比11.7%上昇（民間調査機関調べ）となるなど、継続的な都心部への人口流入数増加や分譲マンション価格の高騰などが賃貸需要を増加させている状況であります。

このような環境下において、当社は、東京23区内において一棟収益マンションの開発に注力してまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は8,314,685千円（前年同期比26.6%増）、営業利益は1,491,700千円（同59.6%増）、経常利益は1,199,722千円（同64.8%増）、当期純利益は834,314千円（同66.6%増）となりました。

事業の部門別売上高

事業別	売上高	前年同期比
不動産開発創造事業	8,065,709 千円	127.6 %
E S G 関連事業	248,976 千円	102.6 %

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において総額409,815千円の設備投資を行いました。これは主に、宿泊施設312,834千円、賃貸用不動産40,311千円及びトランクルーム26,000千円であります。なお、保有目的変更として仕掛販売用不動産61,539千円を有形固定資産へ振り替えており、有形固定資産50,787千円を販売用不動産へ振り替えております。

(3) 資金調達の状況

当事業年度につきましては、所要資金として、金融機関等より9,400,934千円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

1. 人材の確保及び育成

当社では、人材が重要な経営資源であると考えており、事業の継続的な成長のための優秀な人材の確保・育成を重要な課題と認識しております。事業規模に見合った適正な人員配置を行うため、即戦力の中途社員を中心に採用を行ってまいります。

2. 販売用不動産の仕入の安定化

不動産開発創造事業の要となる販売用不動産の仕入に関しては、土地情報の入手先を拡大し、さまざまな土地情報の集積を行っております。現時点において当面の販売物件は確保しておりますが、引き続き多くの情報を収集して物件の継続的な確保に努めてまいります。

3. 事業拡大に伴い増大する資金の調達力の強化

当社が安定的に成長していくために、資金調達力の強化は不可欠であります。現在、金融機関からの借入金によって調達しておりますが、今後は特定の金融機関に依存することなく直接金融も含めた調達力の強化を図り、より安定した財務基盤の構築に努めてまいります。

4. 内部統制、リスク管理体制の整備・強化及びコンプライアンスの徹底

当社の継続的な拡大を支えていくために、当社としては業況推移を常時正確に把握し、適時・適切に経営判断へ反映させていくことが重要であると考えております。また、企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには、コンプライアンス体制のさらなる充実・強化が重要であると認識しております。社会環境と安全性を重視し、法令及び規則の遵守をより確実に実践するために、取締役会の機能強化と社内の徹底した情報共有化のための施策に取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第28期 (2022年11月期)	第29期 (2023年11月期)	第30期 (2024年11月期)	(当期)第31期 (2025年11月期)
売上高	3,539,114 千円	4,572,207 千円	6,565,396 千円	8,314,685 千円
経常利益	340,134 千円	626,773 千円	728,115 千円	1,199,722 千円
当期純利益	208,272 千円	414,643 千円	500,933 千円	834,314 千円
1株当たり当期純利益	52.07 円	103.66 円	125.23 円	208.58 円
総資産	6,506,082 千円	8,613,888 千円	10,553,611 千円	15,353,542 千円
純資産	830,396 千円	1,252,820 千円	1,767,652 千円	2,449,804 千円
1株当たり純資産	207.60 円	313.21 円	441.91 円	612.17 円

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社L-CUBE	3,000 千円	100.0 %	不動産開発創造事業

(7) 主要な事業内容

《不動産開発創造事業》

1. 新築マンション開発事業

東京23区内の住環境や生活利便性の高い立地を厳選のうえ事業用地を取得しています。取得した事業用地の形状や特性に合わせ、当社建築企画部が中心となり企画を立て、設計施工を外部の協力会社に発注し、「CASA：カーサ」シリーズの賃貸マンションを供給しています。同マンションシリーズは、仲介会社等を通じて資産家や投資家、その他一般法人等の様々なお客様に販売しています。

「CASA PIAZZA」、「CASA GRAZIE」では賃貸需要の高い立地にこだわりながら、耐火性や遮音性、耐震性、耐久性に優れた鉄筋コンクリート造を採用しています。建物の規模は、4～5階建の中層マンションとし、戸数を8～14戸と小規模とすることで供給価格を抑え、一棟賃貸マンションを初めて取得されるお客様に検討しやすい企画としています。また、賃貸管理、設計、建築それぞれの専門家と連携をとり賃貸需要者のニーズを常に意識した住戸プランや設備仕様、付加価値を持つ資産性の高い賃貸マンションの供給を行っています。

2. 新築戸建・宅地開発事業

東京23区を中心に駅至近の住宅エリアで都市型戸建住宅「ブライト」シリーズを供給しています。ファミリー層の子育て環境に適した立地、都心部での生活利便性に優

れた立地等、それぞれの立地特性を調査、厳選して事業用地を取得しています。建物の居住性と品質にこだわり機能的でデザイン性の高い住宅を当社建築企画部が中心となり企画を立て、設計施工を外部の協力会社に発注、同戸建シリーズは、仲介会社等を通じて初めてマイホームを持たれる方を中心に販売を行っています。設計、建築、販売会社等他社との共同事業も数多く行い、互いに共感、共有しながらお客様が笑顔で暮らせる住まいづくりと人々の心が通い合うコミュニティのある街づくりの提供を行っています。

3. その他事業

その他として、新築テラスハウスの開発や事業用地の販売、リノベーション再販、土地活用のコンサルティング、保有不動産及び保有施設の販売なども行っています。

《 ESG 関連事業 》

1. 再生可能エネルギー事業

東日本大震災以降、原子力発電所に依存しない電力確保が望まれる中、CO2を排出することがない「太陽光発電」は環境に優しく安全でクリーンなエネルギーとして普及が急がれています。

当社では、社会への安定した電力供給を目指し、千葉県・茨城県を中心に全国24ヶ所の太陽光発電施設を保有運営しています。

2. 不動産保有事業

首都圏を中心において不動産保有事業としてマンション・戸建て等の住宅や、トランクルーム・調剤薬局等の生活関連施設を保有運用しています。安定した資産を保有し企業活動の安定を図るとともにポートフォリオを広げることにより今後の事業展開に生かしていきます。

(8) 主要な事業所

名称	所在地
本店	東京都中央区京橋二丁目7番19号

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
22名	—	43.0歳	2.5年

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
大東京信用組合	1,555,883 千円
株式会社千葉銀行	1,142,130 千円
株式会社京葉銀行	984,189 千円
東京東信用金庫	969,018 千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,000,000株
- (3) 株主数 2名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
西谷 明久	3,996 千株	99.9 %
S&R株式会社	4 千株	0.1 %

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません

3. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の概要

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		2021年11月18日	2022年11月7日
新株予約権の数		78,000個	41,700個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式78,000株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式41,700株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		—	—
新株予約権の行使に関して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり133円 (1株当たり133円)	新株予約権1個当たり281円 (1株当たり281円)
行使期間		2023年11月19日から 2031年11月18日まで	2024年11月8日から 2032年11月7日まで
行使の条件		(注1、4、5、6、7)	(注2、4、5、6、7)
役員 の 保 有 状 況	当社取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 72,000個 目的となる株式数 72,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 36,000個 目的となる株式数 36,000株 保有者数 3名
	当社監査役	—	新株予約権の数 800個 目的となる株式数 800株 保有者数 1名

		第3回新株予約権
発行決議日		2025年11月10日
新株予約権の数		920個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式92,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		—
新株予約権の行使に関して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100,500円 (1株当たり1,005円)
行使期間		2027年11月11日から 2035年11月10日まで
行使の条件		(注3、4、5、6、7)
役員 の 保 有 状 況	当社取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 720個 目的となる株式数 72,000株 保有者数 3名

(注) 1. 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。但し、当社代表取締役（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）において、次に掲げるいずれかの事由が生じること（以下「買収手続等」という。）が確定したことを認め、本新株予約権者に本新株予約権の権利行使を認めるべきことを決定し、この旨を本新株予約権者に通知した場合においても、通知した日以降30日が経過する日又は次に掲げるいずれかに該当する事由の効力発生日の前日のいずれか早い日までの間（以下「買収決議等権利行使期間」という。）に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

①株式譲渡、新株の発行、株式交換、株式移転、会社分割等で当社が消滅すること

②株式譲渡、新株の発行、株式交換、株式移転、会社分割等で本新株予約権発行時点における既存株主の当社に対する持株比率の合計が50%未満となること

③当社が事業譲渡又は株式分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転すること

2. 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所（但し、TOKYO PRO Marketを除く）に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。但し、当社代表取締役（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）において、次に掲げるいずれかの事由が生じること（以下「買収手続等」という。）が確定したことを認め、本新株予約権者に本新株予約権の権利行使を認めるべきことを決定し、この旨を本新株予約権者に通知した場合においても、通知した日以降30日が経過する日又は次に掲げるいずれかに該当する事由の効力発生日の前日のいずれか早い日までの間（以下「買収決議等権利行使期間」という。）に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

①株式譲渡、新株の発行、株式交換、株式移転、会社分割等で当社が消滅すること

②株式譲渡、新株の発行、株式交換、株式移転、会社分割等で本新株予約権発行時点における既存株主の当社に対する持株比率の合計が50%未満となること

③当社が事業譲渡又は株式分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転すること

3. 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が東証一般市場（グロース、スタンダード、プライムのいずれか）に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。

4. 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることまたは当社又は当社の子会社と顧問契約又は業務委託契約を締結している外部協力者であることを要する。但し、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

5. 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

6. 本新株予約権者は、次に掲げるいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨の場合を除き、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

①禁錮刑以上の刑に処せられた場合

- ②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
- ③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
- ④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
- ⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
- ⑦就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
- ⑧役員又は使用人として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- ⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

7. 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第3回新株予約権
発行決議日		2025年11月10日
新株予約権の数		920個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式92,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		—
新株予約権の行使に関して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100,500円 (1株当たり1,005円)
行使期間		2027年11月11日から 2035年11月10日まで
行使の条件		(注1、2、3、4、5)
使用人の交付状況	当社使用人	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 交付者数 21名

(注) 1. 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が東証一般市場（グロース、スタンダード、プライムのいずれか）に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。

2. 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社

又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることまたは当社又は当社の子会社と顧問契約又は業務委託契約を締結している外部協力者であることを要する。但し、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

3. 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
4. 本新株予約権者は、次に掲げるいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨の場合を除き、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
 - ①禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - ③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ⑦就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - ⑧役員又は使用人として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 - ⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
5. 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	西谷 明久	株式会社L-CUBE取締役
取締役専務執行役員	竹田 敬司	開発事業本部長兼建築企画部長 株式会社L-CUBE代表取締役
取締役常務執行役員	江野澤 健明	管理本部長 株式会社L-CUBE取締役
取締役常務執行役員	山中 卓	企画開発部長 株式会社L-CUBE取締役
取締役	立石ベルヌジョー	アリゼ株式会社設立代表取締役 綾リビング合同会社設立代表社員
常勤監査役	小塚 博文	株式会社L-CUBE監査役
監査役	春山 修平	フォーサイト総合法律事務所パートナー弁護士 一般社団法人国際協働研究機構理事 ㈱grabss社外監査役
監査役	山崎 操	山崎公認会計士事務所代表 ㈱アトム社外取締役（監査等委員） ㈱出前館 常勤社外監査役

- (注) 1. 取締役立石ベルヌジョーは、社外取締役であります。
2. 監査役小塚博文、監査役春山修平及び監査役山崎操は、社外監査役であります。
3. 監査役山崎操は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役立石ベルヌジョー、監査役小塚博文、監査役春山修平及び山崎操を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、経営の意思決定・業務監督機能と業務執行機能の分担を明確にし、それぞれの機能を強化するとともに、経営の意思決定の一層の迅速化を図るため執行役員制度を導入しております。執行役員は4名で、上記3名に加え、情報開発部長の貝守学で構成されております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社グループの取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用などを補償することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	120,674 (3,000)	112,800 (3,000)	— (—)	874 (—)	7,000 (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	10,000 (10,000)	9,500 (9,500)	— (—)	— (—)	500 (500)	3 (3)

(注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

2. 退職慰労金は役員退職慰労引当金繰入額であります。

3. 非金銭報酬等は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。

4. 取締役の報酬限度額は、2025年2月26日開催の第30期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役30,000千円以内）に改定決議されております。なお、2025年10月20日開催の臨時株主総会において別枠で年額100,000千円以内の株式報酬枠を決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。

5. 監査役の報酬限度額は、2022年2月25日開催の第27期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。

6. 当事業年度における取締役の報酬の額については、取締役会で決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

1. 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況は、「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。当社と各兼職先の間には、特別の関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	立石ベルヌジョー	社外取締役就任後に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、社外取締役としてグローバルに事業展開する海外企業における要職としての専門的見地から適宜発言を行っております。
常勤監査役	小塚 博文	当事業年度に開催された取締役会23回、監査役会2回全てに出席し、常勤監査役として適宜発言を行っております。
監査役	春山 修平	社外監査役就任後に開催された取締役会3回、監査役会2回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地や経験から適宜発言を行っております。
監査役	山崎 操	社外監査役就任後に開催された取締役会3回、監査役会2回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地や経験から適宜発言を行っております。

5. 会社の体制および方針

当社は、現時点では、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況につきまして、取締役会決議を行っておりませんが、現状の体制と運用状況をご説明いたします。

(1) 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。当社は、経営の意思決定・業務監督機能と業務執行機能の分担を明確にし、それぞれの機能を強化するとともに、経営の意思決定の一層の迅速化を図るため執行役員制度を導入しております。

執行役員及び取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

(2) 監査役会

当社の監査役会は、3名の社外監査役（うち常勤監査役1名）で構成されております。

監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。なお、定例監査役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時監査役会が開催され、監査報告を行っております。

(3) 内部監査

当社は、従業員数が少数であるため、独立した内部監査部門を有しておりません。内部監査は、内部監査規程に基づき、開発事業本部長および管理本部長を内部監査責任者とし、それぞれが所属する部署とは別部署の監査を担当することで、相互に牽制する体制としております。なお、内部監査担当者は内部監査責任者を含め3名であります。監査対象は、全部門とし定期監査及び必要に応じ臨時監査を行っております。

(4) 内部統制システムの整備の状況

当社グループは、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

(5) 内部監査及び監査役監査の状況

当社グループの内部監査は、管理本部内の内部監査担当者が、開発事業本部及び各グループ会社の業務を監査する体制をとっております。つぎに当社の管理本部の監査は、管理本部以外の部門が実施しており、相互に牽制するクロス監査体制をとっております。内部監査担当者は、内部監査計画書に基づき、各部署に対して業務監査等を実施し、監査終了後に内部監査報告書を代表取締役に提出するとともに監査役にも報告を行い、適宜業務の改善を行っております。

監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行状況を適正に監査しており、

取締役会をはじめ重要会議に出席し、取締役の業務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。また、監査役、内部監査担当者および監査法人は、定期的に面談を行い、それぞれの監査結果について情報共有及び意見交換を行うことで、監査の実効性を高めることとしています。

(6) 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役1名を選任しております。社外取締役立石ベルヌジョーは、当社との間で人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外監査役3名を選任しております。社外監査役小塚博文、社外監査役春山修平及び社外監査役山崎操は、当社との間で人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしております。

(7) リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理本部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて

弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

(8) 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

(9) 取締役の選任決議要件

議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(10) 株主総会の特別決議要件

議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

(11) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(12) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の限度において免除できる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたって期待される役割を十分発揮できる環境を整備するためであります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,298,431	流動負債	5,755,537
現金及び預金	1,457,988	営業未払金	14,434
売掛金	17,955	短期借入金	2,167,262
販売用不動産	3,172,625	1年内償還予定の社債	40,000
仕掛販売用不動産	7,544,135	1年内返済予定の長期借入金	2,986,858
前払費用	46,683	未払金	89,203
その他	59,043	未払費用	35,532
固定資産	3,055,111	未払法人税等	335,266
有形固定資産	2,691,564	契約負債	77,798
建物	1,091,962	預り金	7,802
構築物	20,745	前受収益	1,379
機械装置	437,720	固定負債	7,148,201
車両運搬具	6,805	社債	80,000
工具器具備品	22,477	長期借入金	6,972,046
土地	1,101,063	退職給付引当金	10,226
建設仮勘定	10,790	役員退職慰労引当金	76,905
無形固定資産	2,262	資産除去債務	2,500
商標権	2,183	その他	6,523
ソフトウェア	79	負債合計	12,903,738
投資その他の資産	361,284	(純資産の部)	
投資有価証券	135,417	株主資本	2,449,332
関係会社株式	11,000	資本金	100,000
繰延税金資産	47,886	利益剰余金	2,349,332
その他	166,980	利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	2,339,332
		繰越利益剰余金	2,339,332
		評価・換算差額等	△645
		その他有価証券評価差額金	△645
		新株予約権	1,116
		純資産合計	2,449,804
資産合計	15,353,542	負債・純資産合計	15,353,542

損益計算書

(2024年12月1日から
2025年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,314,685
売上原価		5,883,798
売上総利益		2,430,887
販売費及び一般管理費		939,187
営業利益		1,491,700
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,609	
受取保険料	2,313	
受取手数料	5,785	
保険解約益	1,813	
その他	1,467	14,988
営業外費用		
支払利息	226,042	
融資手数料	75,014	
その他	5,910	306,966
経常利益		1,199,722
特別利益		
投資有価証券売却益	64,500	64,500
特別損失		
投資有価証券評価損	1,515	1,515
税引前当期純利益		1,262,706
法人税、住民税及び事業税	448,746	
法人税等調整額	△20,354	428,391
当期純利益		834,314

株主資本等変動計算書

(2024年12月 1 日から
2025年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	-	1,615,018	1,615,018	1,715,018
当期変動額					
剰余金の配当		10,000	△110,000	△100,000	△100,000
当期純利益			834,314	834,314	834,314
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)					
当期変動額合計		10,000	724,314	734,314	734,314
当期末残高	100,000	10,000	2,339,332	2,349,332	2,449,332

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	52,634	52,634	-	1,767,652
当期変動額				
剰余金の配当				△100,000
当期純利益				834,314
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)	△53,280	△53,280	1,116	△52,163
当期変動額合計	△53,280	△53,280	1,116	682,151
当期末残高	△645	△645	1,116	2,449,804

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方式によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品 …… 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～47年

機械装置 13～17年

無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金 …… 退職給付引当金及び退職給付費用の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 役員退職慰労引当金 …… 役員退職慰労金の支給に備えるため、役員慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

①不動産開発創造事業

不動産開発創造事業の投資用不動産の販売においては、顧客との不動産取引契約に基づき当該物件の引き渡し義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しております。なお、「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（企業会計基準委員会移管指針第10号）の対象となる不動産（不動産信託受益権を含む。）の譲渡については、当該基準に基づき、収益を認識しております。

②ESG関連事業

1. 電力料収入は、太陽光発電による電気を顧客である発電事業者へ販売する事業であり、顧客との売電契約に基づき電気の供給を行う義務を負っております。当該履行義務は、当社が有する発電設備から電気を顧客へ供給した時点で支配が顧客に移転したと判断し、売電契約に定められた売電単価及び電気の供給量に応じて収益を認識しております。

2. 不動産賃貸収入は、「リース取引に関する会計基準」に従い、その発生期間に収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

会計上の見積りに関する注記

販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
販売用不動産	3,172,625千円
仕掛販売用不動産	7,544,135千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積内容に関する情報

①算出方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産は、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）による評価を行っております。収益性の低下により正味売却価額が帳簿価額を下回った場合には、正味売却価額まで減額し、当該減少額を評価損として計上しております。なお、正味売却価額は、販売見込額から見積販売経費を控除したものであります。

②主要な仮定

正味売却価額の算定における主要な仮定は、事業計画又は実績等に基づく販売見込額であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

販売計画や市場環境の変化により、その前提となる条件や仮定に変更が生じ、見直しが必要となった場合、評価損が計上される可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

売掛金	3,666千円
販売用不動産	3,132,718千円
仕掛販売用不動産	5,721,308千円
建物	1,030,018千円
構築物	16,053千円
機械装置	206,753千円
土地	1,047,526千円
計	11,158,046千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,167,262千円
1年内返済予定の長期借入金	2,942,241千円
長期借入金	6,851,919千円
計	11,961,422千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 760,851千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
仕入高	42,865千円
営業取引以外の取引高	
収入分	600千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	4,000,000株
------	------------

2. 当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	一株
------	----

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金額の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月26日 定時株主総会	普通株式	100,000	25.00	2024年11月30日	2025年2月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年2月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

決議	株式の種類	配当金額の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年2月26日 定時株主総会	普通株式	170,000	42.50	2025年11月30日	2026年2月27日

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	119,700株
------	----------

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

未払事業税	30,722
減損損失	1,106
繰延資産	1,450
退職給付引当金	3,623
役員退職慰労引当金	27,247
投資有価証券評価損	5,131
その他	6,857

繰延税金資産合計 76,140

繰延税金負債

減価償却不足額 △28,253

繰延税金負債合計 △28,253

繰延税金資産純額 47,886

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

不動産販売事業や太陽光事業における開発用地の取得並びに建築において多額の資金及び期間が必要とされるため、事業計画に照らして必要な資金を主に銀行から調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、時価又は実質価額が取得原価を下回るリスクが存在しますが、発行体企業の財政状態等の把握により、時価又は実質価額の下落への対応を図っております。

社債及び借入金は、主に事業用地の取得資金や請負工事における建築資金としての資金調達であります。長期借入金の一部は変動金利であるため、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

案件及び取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に行い、取引先相手ごとに財政状態等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的到时価及び発行体企業の財政状態等を把握し、時価又は実質価額が下回るリスクを把握・管理しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金調達については、定期的 to 資金繰り計画表を作成、更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年11月30日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	7,000	7,000	—
資産計	7,000	7,000	—
(1) 社債（※2）	120,000	118,372	△1,627
(2) 長期借入金（※2）	9,958,904	9,942,790	△16,113
負債計	10,078,904	10,061,163	△17,740

（※1）現金は注記を省略しており、預金、売掛金、営業未払金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）1年内償還予定及び1年内返済予定を含めて表示しております。

（※3）市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
非上場株式	74,850
関係会社株式	11,000

（注）貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の貸借対照表計上額は53,566千円であります。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、主に首都圏において、賃貸用住宅等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

貸借対照表計上額	時価
1,633,210	1,839,280

（注）1. 貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株L-CUBE	所有 直接100%	業務委託 役員の兼任	企画設計、工事監理業務委託料(注)	42,865	—	—
				総務経理業務委託料(注)	600	—	—

（注）取引金額には消費税等を含めておりません。

2. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	612円17銭
1株当たり当期純利益	208円58銭

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026年2月2日

株式会社京橋アートレジデンス監査役会

常勤社外監査役 小塚 博文 ㊞

社外監査役 春山 修平 ㊞

社外監査役 山崎 操 ㊞

以 上

参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第31期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）計算書類承認の件
会社法第438条第2項に基づき、当会社第31期の計算書類のご承認をお願いするものであります。

議案の内容につきましては、本招集ご通知の16頁から24頁までに記載のとおりであります。

取締役会といたしましては、第31期の計算書類が、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第2号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として位置づけており、経営体質の強化ならびに将来の事業展開に備えるための内部留保を確保しつつ、連結業績の動向に応じた、かつ配当の安定性を勘案した利益還元を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の剰余金の配当等に関する基本方針を踏まえ、慎重に検討しました結果、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金42円50銭 総額170,000,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年2月27日

第3号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更したいと存じます。

1. 変更の理由

当社事業の現状に即し、現行定款第2条（目的）につきまして、実施予定のない事業目的を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～13.（条文省略）</p> <p><u>14. デイサービス、フィットネス等シニア・ヘルスケア施設の保有および事業経営</u></p> <p><u>15. 介護保険法に基づく居宅サービス事業</u></p> <p><u>16. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u></p> <p><u>17. 介護保険法に基づく第1号事業</u></p> <p><u>18. 損害保険代理業</u></p> <p><u>19. 貸金業</u></p> <p><u>20. 飲食店の経営および運営・管理</u></p> <p>21. ～23.（条文省略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～13.（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p><u>14. ～16.（現行どおり）</u></p>

第4号議案 取締役1名選任の件

経営全般の監督機能強化を図るため、社外取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
わたなべ まさし 渡邊 将志 (1971年1月21日生)	1994年4月	日興証券(株) (現SMBC日興証券(株)) 入社	0株
	2001年2月	松井証券(株)入社	
	2004年3月	同社社長室広報IR担当部長	
	2007年4月	同社事業開発部長	
	2009年6月	同社取締役就任	
	2014年10月	渡邊将志オフィス株式会社設立 代表取締役社長就任(現任)	
	2021年6月	(株)ニチリョク社外取締役就任	
	2022年3月	(株)エプコ社外取締役就任(現任)	
	2023年4月	法政大学大学院イノベーション・マネジメント 研究(MBA) 兼任講師(現任)	
	2025年6月	(株)ニチリョク代表取締役社長営業サポート本 部長就任(現任)	

(社外取締役の選任理由及び期待される役割等)

渡邊将志氏は、金融業界における豊富な経験と上場会社のトップとして企業経営に関する幅広い見識・経験を有しております。専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っていただくため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の渡邊将志氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限とする責任限定契約を締結する予定です。
3. 当社は、当社グループの取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用などを補償することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上